



中国自二 第50号

認可書

譲渡人 株式会社広島実業
代表取締役 井尻 純一 殿

譲受人 株式会社城南交通
代表取締役 岡埜 輝之 殿

平成25年4月8日付け申請による一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、次の条件を付して申請のとおり認可する。

条件

認可後1年以内に譲渡及び譲受を終了し、事業を開始すること。

平成25年5月7日

中国運輸局長

小橋 雅 明

